

# **第9次上越市交通安全計画 (案)**

**上越市交通安全対策会議**



# 目 次

<b>第1部 総 論</b> .....	1
第1章 計画の考え方.....	1
1 計画の基本理念.....	1
2 計画の性格・期間等.....	1
第2章 交通事故等の現状.....	2
1 道路交通を取り巻く情勢.....	2
2 踏切事故の現状.....	2
第3章 交通安全計画における重点課題.....	3
1 重点課題.....	3
第4章 第9次上越市交通安全計画の目標.....	6
1 第8次上越市交通安全計画の目標達成状況.....	6
2 第9次上越市交通安全計画の目標.....	7
3 重点課題の目標.....	8
<b>第2部 取組もうとする施策</b> .....	10
<b>重 点 施 策</b> .....	10
第1章 高齢者の交通事故防止.....	10
1 道路・交通安全施設等の整備.....	10
2 事故防止対策の推進.....	10
3 教育・啓発の推進.....	10
第2章 歩行者及び自転車の安全確保.....	12
1 歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備.....	12
2 事故防止対策の推進.....	13
3 教育・啓発の推進.....	14
4 自転車利用者に対する指導の推進.....	15
5 歩行者・自転車に対する保護の推進.....	15
第3章 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底.....	15
1 すべての座席における着用意識の普及啓発.....	15
2 交通指導取締りの強化.....	16
第4章 飲酒運転の根絶.....	16
1 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立.....	16

2	交通指導取締りの強化	17
第5章	冬期間の交通事故防止	17
1	スリップ事故防止等のための啓発の推進	17
2	道路環境の整備	18
3	道路の交通安全確保のための規制の実施	18

## 基本施策

第1章	道路交通環境の整備	18
1	道路等の整備	19
2	交通安全施設等の整備による交通安全の推進	19
3	道路使用・占用の適正化	20
4	総合的な駐車対策の推進	21
5	自転車利用環境の総合的整備	21
6	TDM（交通需要マネジメント）の推進	21
7	その他の道路交通環境の整備	22
8	事故防止対策の推進	23
9	災害に備えた道路交通環境の整備	23
第2章	交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策	24
1	交通安全に関する普及啓発活動の推進	24
2	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	26
3	効果的な交通安全教育の推進	28
4	地域社会における交通安全意識の高揚	28
第3章	安全運転の確保	29
1	運転者教育等の充実	29
2	事業者に対する安全運転管理の指導	30
3	道路交通に関する情報の収集と提供	30
第4章	道路交通秩序の維持	30
1	交通指導取締りの強化	30
2	飲酒運転防止対策の強化	31
3	駐車秩序の確立	31
4	適正な交通規制の実施	31
第5章	救助・救急活動の充実	31
1	救助・救急環境の整備拡充	31
2	救急医療体制の整備	33

第6章	交通事故被害者対策の推進	33
1	自動車損害賠償保障制度の周知と無保険（無共済）車両の運行の防止	33
2	交通事故相談業務の推進	34
3	自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	34
第7章	踏切道の安全についての施策の推進	34
1	踏切道の構造改良等による対策の促進	34
2	踏切保安設備等の整備	34
3	その他踏切道の安全と円滑化を図るための措置	35
4	踏切道の除雪の徹底	35
参 考 資 料		36
1	用語集	36
2	交通安全対策基本法（抜粋）	41
3	上越市交通安全条例	43
4	上越市交通安全対策会議委員一覧	47



# 第1部 総論

## 第1章 計画の考え方

### 1 計画の基本理念

真に豊かで活力ある社会を構築していくためには、市民の安全と安心を確保していくことが極めて重要です。

交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくために重要な要素であることから、昭和46年以降8次にわたって交通安全基本計画に基づく交通安全計画を策定し、市及び関係行政機関等が一体となって各種の施策を推進してきました。

上越市内の交通事故による死亡者（交通事故によって、発生から24時間以内に死亡した者の数）は昭和61年には15人にまで減少したものの、その後再び増加傾向を示し、平成4年には30人まで増加しました。しかし、その後増減を繰り返しながら減少し平成22年は12人となりました。

こうした背景には平成19年からの道路交通法等の一部改正による飲酒運転等の厳罰化、シートベルト着用率の向上のほか、交通安全思想の普及徹底、道路交通環境整備、車両の安全性確保等が効果を発揮したと考えられます。

しかしながら、交通事故死者数に占める高齢者（65歳以上の方）割合は依然として高く、高齢者加害事故は増加していくと見込まれています。

交通安全対策を効果的に推進するためには、交通情勢の変化に適切に対応して、実効性のある対策を計画的、重点的に実施していく必要があります。

第9次上越市交通安全計画は、人命尊重の理念に立って、人優先の交通安全思想の普及を図るため、市民の意見を反映させるなど、参加・協働型の交通安全活動を推進し、市民が安心して外出したり移動したりできる上越市を築き上げていくために策定するものです。

### 2 計画の性格・期間等

この計画は、上越市交通安全対策会議が第9次新潟県交通安全計画に基づき策定するもので、策定に当たっては当市の実状に沿うよう配慮しました。

この計画は、上越市内における陸上交通の安全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、上越市と上越市を管轄する国及び県の行政機関等が実施する大綱を定めたものです。

この計画の期間は、平成23年度から平成28年度までの6年間として策定しました。

第2部以降文中( )内の機関名は、本計画において実施しようとする施策に係る機関であり、掲載した各機関が、連携して取組みを推進するものです。

(\*)した語句には、用語集に説明を掲載しました。

## 第2章 交通事故等の現状

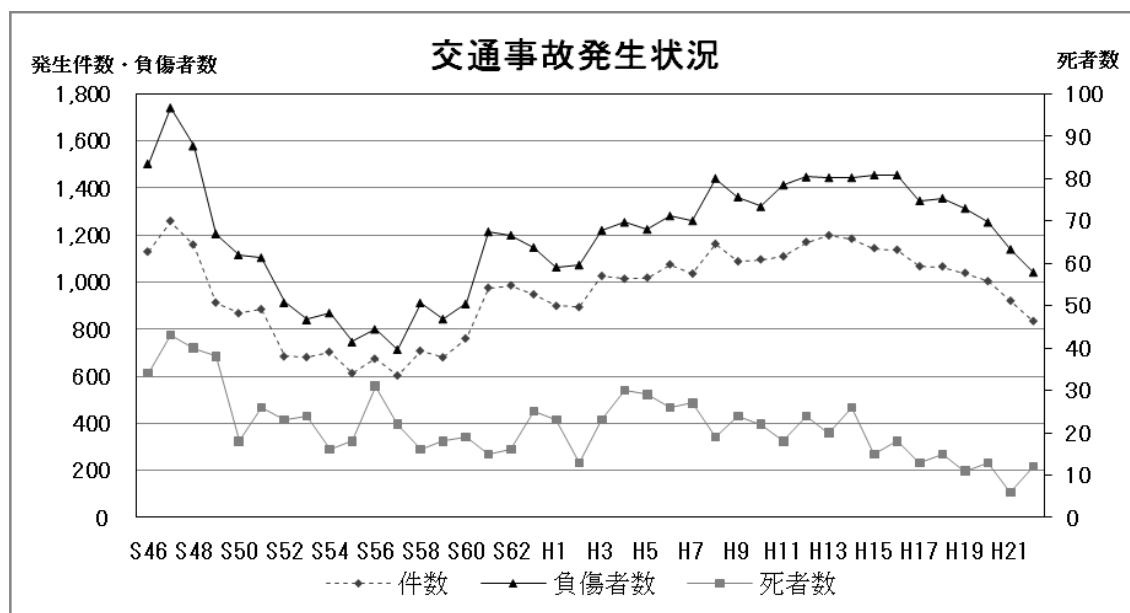
### 1 道路交通を取り巻く情勢

#### (1) これまでの推移

上越市の交通事故は、昭和47年に発生件数1,258件、死者43人、負傷者1,740人を数えましたが、交通安全の諸対策を強力に推進した結果、翌年から減少傾向となりました。

しかし、昭和57年ころを境に再び増加傾向に転じ、発生件数と負傷者数については、平成3年にそれぞれ1,000件を突破しましたが、平成15年ころから減少しています。

また、死者数については増減を繰り返しながら全体的に高い数値で推移していましたが、発生件数や負傷者数と同様に平成15年ころから減少傾向が見られます。



新潟県警察本部資料による。

#### (2) 現状

平成18年から平成22年までの5年間では、特に平成21年は死者数が6名に減少し、最も死者数の多かった昭和47年の14パーセントにまで減少しました。また、発生件数及び負傷者数は年々減少する傾向が見られます。

### 2 踏切事故の現状

上越市内では平成18年から平成22年までの5年間、人の死傷を伴う踏切事故は発生していませんが、列車との衝突による事故が平成20年から22年までにそれぞれ1件ずつ発生しています。踏切事故は発生すると大惨事につながることから、今後も踏切の安全対策を図っていく必要があります。



## 第3章 交通安全計画における重点課題

### 1 重点課題

#### (1) 高齢者の交通事故防止

交通事故に伴う高齢者の死者数は平成21年、平成22年ともに4人と、それまでに比べて半減しています。

しかし、今後も高齢化は更に進むことを踏まえ、高齢者が安全に、かつ、安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要です。

高齢者は歩行中や自転車乗用中の事故で死亡する割合が高いことから、これらに重点を置き、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進が必要となっています。

また、今後、高齢ドライバーが大幅に増加することに伴い、高齢者が事故を起こさないようにするため、道路標識の高輝度化や運動機能の低下を自覚できる体験型の交通安全教育を広く推進していく必要があります。

さらに、高齢者が交通社会に参加することを可能にするために、バリアフリー化された道路交通環境の形成を図ることも重要です。

〔上越市の高齢者死者数の年別推移〕

区 分	18年	19年	20年	21年	22年
交通事故による死者数	15人	11人	13人	6人	12人
高齢者死者数	9人	8人	9人	4人	4人
死者数に占める高齢者の割合	60.0%	72.7%	69.2%	66.7%	33.3%

#### (2) 歩行者及び自転車の安全確保

安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められています。

そのため、人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要があります。

また、自転車については、自動車と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者や自転車同士で衝突した場合には加害者となる可能性があるため、それぞれの対策を講じる必要があります。

自転車の安全利用を促進するためには、生活道路や市街地の幹線道路において、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるよう、自転車の走行空間の確保を進めるとともに、自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分な場合もあり、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育等の充実を図る必要があります。

〔上越市の交通事故死者数うち歩行者と自転車乗用中の占める割合〕

区 分	18年	19年	20年	21年	22年
死者数	15人	11人	13人	6人	12人
うち歩行者	6人	4人	6人	3人	1人
うち自転車乗用中	0人	1人	3人	1人	1人
合 計	6人	5人	9人	4人	2人
全死者比	40.0%	45.5%	69.2%	66.7%	16.7%

### (3) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

一般道におけるシートベルト着用率は各種啓発や取締り等の実施により上昇しましたが、平成18年から平成22年までの上越市の自動車乗車中の死者のうち、シートベルト着用者の割合は、54.2%と低く、このことが死亡事故に結びついており、チャイルドシート(\*)を含めたシートベルト着用率の向上が死亡事故の防止にとって重要です。

このため、交通指導取締りを強化するとともに、交通安全教育や広報活動を通じて、シートベルト着用の徹底を図り、交通事故の被害軽減を図る必要があります。

また、シートベルトコンビエンサー(\*)による体験型交通安全教育や、後部座席同乗者の車外放出事故を防止するため、全座席でシートベルトを着用することを指導・広報していく必要があります。

〔一般道におけるシートベルト着用率〕

		18年	19年	20年	21年	22年
全 国	運転席	93.8%	95.0%	95.9%	96.6%	97.3%
	助手席	83.4%	86.3%	89.2%	90.8%	92.2%
	後部座席	7.5%	8.8%	30.8%	33.5%	33.1%
新 潟 県	運転席	89.5%	93.6%	95.4%	96.8%	96.5%
	助手席	75.9%	82.6%	89.7%	90.9%	91.4%
	後部座席	11.3%	13.7%	39.2%	45.6%	51.8%

(警察庁と社団法人日本自動車連盟の合同調査による)

〔チャイルドシートの使用率〕

		18年	19年	20年	21年	22年
全 国		49.4%	46.9%	50.2%	54.8%	56.8%
新 潟 県		44.2%	43.8%	41.0%	42.5%	39.3%

(警察庁と社団法人日本自動車連盟の合同調査による)

(4) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による交通事故は平成19年の厳罰化後は一旦、減少傾向が見られましたが、平成21年には再び増加に転じるなど毎年10件以上の事故が発生し、その事故に伴う死者、負傷者も出ています。

悪質、危険な飲酒運転を無くすため、飲酒運転の危険性を体験できる飲酒運転危険性体験メガネ等を活用しての各種運動や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通指導員、交通ボランティア、酒類提供飲食店等と連携し、地域や職場等における飲酒運転根絶の取組みを更に進め「飲酒運転をしない、させない」という市民の規範意識の確立を図る必要があります。

〔上越市の飲酒運転による交通事故発生状況〕

区 分	18年	19年	20年	21年	22年
発生件数	18件	17件	11件	18件	13件
死者数	1人	2人	3人	3人	0人
負傷者数	24人	19人	11人	24人	19人

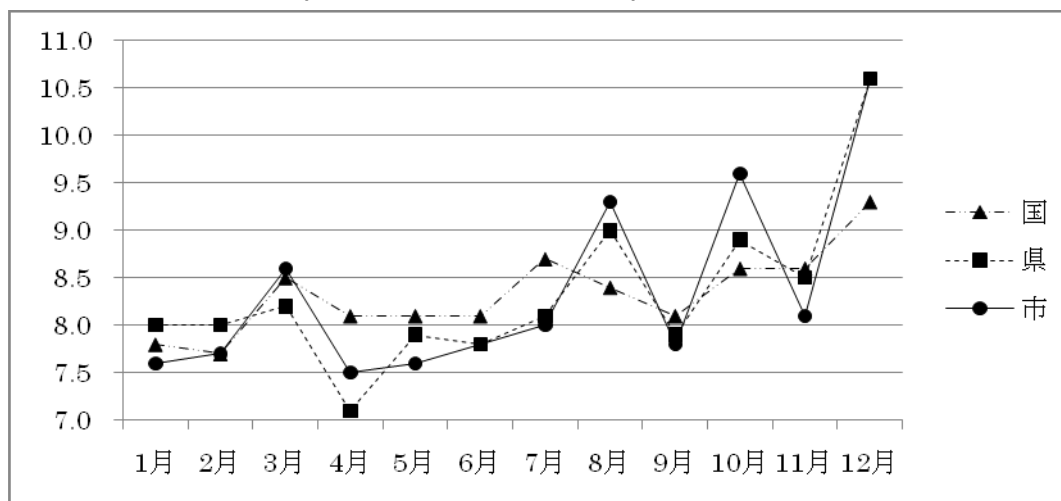
#### (5) 冬期間の交通事故防止

月別の交通事故構成比をみると、全国・新潟県・上越市とも12月が突出していますが、新潟県・上越市は他の月の7～9%台に対して10.6%と特にその傾向が顕著です。これには様々な要因が考えられますが、雪の降り始めの時期にスタッドレスタイヤに交換していない、久しぶりの雪道に対応できないことが主な原因です。

また、上越市にとって、冬期間の交通確保とスリップ事故防止は重要な課題であり、特に発生件数の多い都市部における交通事故防止が重要です。

除雪体制の整備や除雪機器の充実に努め、歩行者にも車にも、安全で快適な交通環境を確保し、冬期間でも安心して生活できることが大切です。

〔月別交通事故構成比（平成18年～平成22年）〕



## 第4章 第9次上越市交通安全計画の目標

### 1 第8次上越市交通安全計画の目標達成状況

#### (1) 計画の目標

**平成22年までに年間の交通事故死者数を13人以下とすることを目指します。**

交通安全計画による様々な施策の推進や自動車の安全性の向上などにより、全国的

に交通事故件数・死者数・負傷者数とも減少傾向になっています。

計画における目標年の平成22年では、前年の6人よりも大幅に死者数が増加して12人となったものの、目標を達成することができました。

(2) 重点課題「高齢者の交通事故防止」の目標

**平成22年までに交通事故死者に占める高齢者の割合を50%以下にすることを  
目指します。**

目標年においては33.3%と目標を達成していますが、前年と比べて高齢者死者数は同じ4人と減少したわけではなく、全体の死者数が大幅に増加したため、相対的に割合が低下して達成したともいえることから、今後もさらに対策を推進する必要があります。

(3) 重点課題「シートベルト着用の徹底」の目標

**平成22年までに一般道での運転者のシートベルト着用率を100%にすることを  
目指します。**

各種啓発や取締り等により着用率は上がってきましたが、依然として運転者全員が着用する状況には至っていませんので、今後もさらなる取り組みが必要です。

## 2 第9次上越市交通安全計画の目標

**平成28年までに年間の交通事故死者数を7人以下にすることを目指します。**

第8次上越市交通安全計画では、「平成22年までに年間の交通事故死者数を13人以下とする」ことを目標に掲げ各種施策を推進してきました。

その結果、前章の表にあるとおり、平成18年以外の4年間は目標を達成することができました。

しかし、過去の例をみましても減少傾向を示していたものが再び増加傾向に転じることがしばしば起きていることから、第9次上越市交通安全計画においては、人命尊重の理念に立ち、以下の施策を着実に推進することにより、この交通事故発生件数の減少傾向を確実なものとし、交通事故による死傷者の発生を抑止していきます。

言うまでもなく、交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づけ、市民を交通事故の被害から守ることが最終目標ですが、当面、本計画の最終年である平成28年までに年間の交通事故死者数を政府の「平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、世界一安全な道路交通の実現を目指す」という目標を踏まえ、上越市の前次計画の期間（平成18年から平成22年）の交通事故死者数を基準にして、平成30年までに交通事故死者数を半減させることを目標とし、平成28年までに7人以下にすることを目指します。

### 3 重点課題の目標

#### (1) 高齢者の交通事故防止

**平成28年までに年間の高齢者の交通事故死者数を4人以下にすることを目指します。**

交通事故死者数に占める高齢者の割合は前次計画の期間の平均で半数を超え、更に高齢化が進むことを踏まえると今後増加していくことが予想されます。

これら、高齢者の死亡事故を抑制するために、交通安全施設をはじめ、歩道や道路照明の整備等、道路交通環境を整備するとともに、高齢者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、高齢者の交通事故死者数を減少させ4人以下にすることを目指します。

#### (2) 歩行者及び自転車の安全確保

**平成28年までに歩行者及び自転車乗用中の死者数を3人以下にすることを目指します。**

交通事故死者数に占める歩行者及び自転車乗用中の割合は前次計画の期間の平均で半数近くと高い割合となっています。

歩行者と自転車乗用者の安全確保のために、歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境整備、事故防止のための道路使用・占用の適正化や放置自転車対策を実施するとともに、身近な道路の安全性を高めるための交通安全教育等の充実を図り、歩行者及び自転車乗用中の死者数を減少させ3人以下にすることを目指します。

#### (3) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

**平成28年までに一般道での後部座席のシートベルト着用率を70%以上に、チャイルドシートの使用率を全国平均以上に引き上げることを目指します。**

シートベルトやチャイルドシートを着用していた場合と非着用の場合、致死率に極めて大きな差があるところから、「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」の実施など、重点的な広報活動や街頭での指導取締りを通じ、シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底を図っていきます。

そして、一般道路での後部座席のシートベルト着用率を、平成22年の調査結果より18.2ポイントアップさせて70%まで引き上げ、チャイルドシートの使用率は全国の平均以上に引き上げ、自動車乗用中の死傷者の被害軽減を図っていきます。

シートベルト・チャイルドシート着用率について、全国平均、県平均のデータはありますが、上越市のデータがないため、新潟県の目標を準用しました。なお、取組みについては県の実績で評価します。

#### (4) 飲酒運転の根絶

**平成28年までに飲酒運転による交通事故件数を9件以下にすることを目指します。**

飲酒運転根絶の取組みを更に進めるため、地域、職場等への飲酒運転の危険性や実態の広報啓発やハンドルキーパー運動の普及啓発を図っていきます。

また、悪質性、危険性の高い飲酒運転の取締りを強化し、飲酒運転の根絶に向けた取組みを推進します。

(5) 冬期間の交通事故防止

**平成28年までに12月の交通事故件数を64件以下にすることを目指します。**

平成18年から平成22年までの月別の交通事故構成比をみると、全国・新潟県・上越市とも12月が突出していますが、上越市は他の月が7～9％程度であるのに対して10.6％と特にその傾向が顕著なことから、早めのスタッドレスタイヤへの交換、雪の降り始め時期の注意喚起などの啓発を推進して、冬期間の交通事故件数の減少を図ります。

## 第2部 取組もうとする施策

### 重点施策

## 第1章 高齢者の交通事故防止

### 1 道路・交通安全施設等の整備

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）に基づき、平成16年に策定した上越市交通バリアフリー基本構想で定めた特定旅客施設（\*）（高田駅）周辺の重点整備地域において、各事業を推進するほか、重点整備地区以外の障害者・高齢者の利用が多い公共的施設（官公庁、公共交通機関の施設、病院等）周辺道路においても、障害者や高齢者などが安心して通行できるよう、道路・交通安全施設等の整備に努めます。

（北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市）

### 2 事故防止対策の推進

#### (1) 交通事故多発地点の重点的な事故対策及び高齢者の保護誘導等の推進

交通事故が多発している地域、路線等について、集中的な事故抑止対策を実施します。また、死傷事故が多発している区間について、集中的な事故防止対策を実施するため「成果を上げるマネジメント」を導入し、選択と集中、市民参加・市民との協働により重点的・集中的に交通事故の撲滅を図る「交通事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を実施します。

（北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市）

#### (2) 高齢者の特性に応じた効果的対策の推進

高齢者が関与する交通事故の発生状況等について調査分析を行うとともに、高齢者の身体特性あるいは行動特性を加味し、これらの分析結果を踏まえた総合的な交通事故防止対策を関係機関・団体と連携して推進します。

（上越警察署、妙高警察署、上越市）

### 3 教育・啓発の推進

#### (1) 高齢者に対する交通安全教育の充実

##### ア 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

近年の高齢者事故は、四輪車等運転中の交通事故が増加していることを踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の変化が道路における行動（道路横断、危険回避のための安全確認等）に及ぼす影響等について理解を深めるため、交通安全教育資機材等を活用した参加・体験・実践型交通安全教育の推進を図ります。

また、交通ルール等に関する理解が十分でない高齢者に対して、歩行者の心得、自転車利用者の心得等について理解を深めさせるとともに、歩行が困難な高齢者の社会参加手段として、市内では今後、電動車いすの普及と、それに伴う交通事故発生が懸



念されることから、電動車いすの安全利用、マナー向上についての交通安全教育を推進します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

イ 高齢者による県民運動参加の推進

高齢者が自ら参加して「事故にあわない、起こさない」意識を醸成する「いきいきクラブチャレンジ100」等(＊)の県民運動への積極的な参加を働きかけます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

ウ 反射材の普及促進

夜間の交通事故を防止するためには、全年齢層にわたる歩行者や自転車利用者が反射材を活用して自らの視認性を高めることが必要ですが、特に高齢者が夕暮れから夜間にかけて道路を横断中に交通事故に遭うケースが多いことから、交通安全協会等関係機関・団体と連携し反射材用品の普及促進に取り組むほか、反射材の視認性効果を実験するナイトスクール等による参加・体験・実践型教育により、反射材の自発的な活用の促進に取り組みます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

エ 安全な運転を行うために必要な技能と知識の習得

運転適性検査車の活用や自動車教習所等と連携した高齢運転者スクールの開催により、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに運転適性指導及び運転技能指導を推進します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(2) 地域・家庭ぐるみの交通安全運動の推進

地域・家庭ぐるみで、こどもから大人、そして高齢者まで社会全体が高齢者を交通事故から守るという風潮を生み出し、総合的な交通安全思想の普及促進を図るために次の取り組みを行います。

ア 市民参加型としての交通安全運動の充実

各季の交通安全運動等の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画について広く市民に周知し、市民参加型の交通安全運動等の推進を図るとともに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、効果的な運動を推進します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

イ 重点としての積極的取り組み

交通安全運動等実施の際に、「高齢者の交通事故防止」を運動の重点として積極的に取り上げ、広く市民に周知するとともに、高齢者交通安全推進員、交通安全指導員、関係機関・団体、地域住民等と一体となって、高齢者の交通事故防止に取り組めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(3) 安全意識・保護意識の啓発強化

ア ライト早め点灯運動等の推進

日没時間の早まる秋以降、夕暮れ時から夜間にかけて高齢者等が道路を歩行中に交通事故に遭う危険が高まることから、車両運転者に対し前照灯(ライト)の早め点灯の呼びかけを行うほか、前照灯のこまめな切り替えによる前方への意識集中を高める運転について推進を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

イ 高齢運転者標識(高齢者マーク)(\*)を付けた車両に対する保護意識の醸成

運転免許取得者の中で、70歳以上の高齢者は、身体機能の低下が運転に影響を及ぼす恐れがあることから、高齢者マークを付けて自動車を運転するよう広報啓発を図ります。

また、市民に対しこれら高齢者マークを付けた車両に対する保護意識の醸成に努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

ウ 安全速度についての正しい理解の促進

規制速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などを考慮して、交通事故が発生しない安全な速度で走行するという「安全速度」の考え方の正しい理解と定着化を図られるよう、交通安全教育及び各種広報媒体を活用した広報啓発に努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

エ 高齢者の交通事故防止のための広報

高齢者自身の安全意識の醸成と高齢者への保護意識を強化するために、高齢者の交通事故の特徴などを幅広く広報します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

## 第2章 歩行者及び自転車の安全確保

### 1 歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備

(1) 歩行空間の整備・改良

ア 歩行者が安心・安全に利用できる歩行空間整備の推進

バリアフリー化された歩道の整備、市街地の幹線道路の無電柱化、信号灯器のLED化、音響式信号機の設置や道路標識の大型化など、交通安全施設等の整備・改良を推進します。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市、上越警察署、妙高警察署)

イ 通学路等の歩道整備等の推進

歩道の整備に限らず、路肩のカラー舗装や防護柵設置等の簡易な方法を含めて、安全・安心な歩行空間ネットワークを創出します。特に、小学校や幼稚園等に 通う児童

や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩行空間の整備を積極的に推進します。

(北陸地方整備局、上越地域振興局)

ウ 歩行者のための道路空間の整備

バイパスの整備により、生活道路への車の流入を減らすとともに、自動車、自転車、歩行者等の異種交通の分離を推進します。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

(2) 自転車空間の設置・改良

歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、自転車の通行を歩行者や自動車と分離するための自転車道の設置等、道路交通の安全に寄与する道路の改良事業を推進します。

(北陸地方整備局、上越地域振興局)

## 2 事故防止対策の推進

(1) 事故防止のための道路占用の適正化

ア 道路占用の適正化

歩行者の通行が円滑に行えるように道路の占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し安全な道路交通を確保するため、適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化について指導します。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

イ 不法占有物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占有物件については、その実態把握に努めるとともに道路管理者と公安委員会が連携を図りながら、市街地を重点にその是正を行います。

特に歩道上における不法占有物件については歩行者の通行の支障となり危険であるため、指導等による排除を行います。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市、上越警察署、妙高警察署)

(2) 自転車利用環境の総合整備

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にした上で、乗用車から自転車への転換を促進します。このためには、歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、増加している歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適に自転車が利用できるよう、環境を整えていきます。

(上越市)

ア 歩行者及び自転車の安全な通行のための交通規制

交通実態を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、自転車専用通行帯の指定や普通自転車の歩道通行部分の指定を実施し歩行者及び自転車の安全な通行を確保します。

(上越警察署、妙高警察署)

イ 歩道空間を確保するための駐輪場の管理

市町村において、駅前広場内または周辺において駐輪場の自転車整理を行うなど、放置自転車を解消して歩道空間を確保します。

(上越市)

### 3 教育・啓発の推進

(1) 効果的交通安全教育の推進

受講者が安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、各年齢層の特徴をとらえた参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に実施します。

また、普段、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等については、対象者が集まる場所へ出向いて行う、出前・出張型の交通安全教育を積極的に実施するほか、家庭訪問による個別指導に努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(2) 交通安全運動を通じた意識啓発

各季の交通安全運動等の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画について広く住民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動等の充実を図ります。さらに、効果的な運動を推進するため、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故は身近なものであり、その防止が重要であることを認識させる運動を展開します。

また、交通ボランティア活動の活性化を図るため、若い世代の参加を積極的に呼び掛けます。

(上越市、上越警察署、妙高警察署)

(3) 安全速度の励行と定着化

「安全速度」とは、「規制速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などを考慮して、交通事故が発生しない安全な速度で走行すること」であり、これについて、正しい理解と定着化が図られるよう、交通安全教育及び各種広報媒体を活用した広報啓発に努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(4) 広報・普及活動の強化

歩行者や自転車の交通ルールについて理解を深めるため、交通安全の広報に当たっては、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用するほか、家庭、学校職場、地域等と一体となった広報キャンペーンの実施や関係機関・団体を通じて積極的に推進します。

(上越市、上越警察署、妙高警察署)

自転車利用者の交通ルール遵守及びマナーの向上のため、一時停止・安全確認等の励行、歩道通行時におけるルール・マナー、夜間における灯火の点灯・反射材の取付け、さらには幼児用ヘルメット着用等の安全利用に関する広報啓発活動を強化します。

(上越市、上越警察署、妙高警察署)

#### 4 自転車利用者に対する指導の推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対し積極的に指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進します。

(上越警察署、妙高警察署)

#### 5 歩行者・自転車に対する保護の推進

横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者、自転車利用者の通行を妨げる歩行者妨害等違反の取締りを強化します。

(上越警察署、妙高警察署)

### 第3章 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

#### 1 すべての座席における着用意識の普及啓発

##### (1) 交通安全教育を通じた着用意識の啓発

交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせた生涯にわたる学習を促進し、市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要です。

学校、老人クラブ及び町内会等で実施する交通安全教育の場において各世代に対し、自動車の特性や自動車乗車中に交通事故が発生した場合のシートベルトの被害軽減効果を理解させ、ジュニアシート(＊)やチャイルドシートの使用を含めた全座席シートベルトの着用と正しい着用について意識啓発を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

##### (2) 交通安全運動での重点的取組の推進

交通安全運動等の重点として、シートベルト全座席着用及びチャイルドシートの使用徹底について呼びかけるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催により、シートベルトとチャイルドシートの着用効果及び正しい着用方法について理解を深めるよう指導します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

##### (3) 広報・普及活動の強化

ア 効果的な広報の実施

シートベルトとチャイルドシートの着用効果及び正しい着用方法について理解を深めるため、交通安全の広報にあたっては、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、市報（広報じょうえつ）等の広報媒体を積極的に活用し、家庭、学校、職場、地域等と一体となった広報啓発を推進します。

（上越警察署、妙高警察署、上越市）

イ すべての座席におけるシートベルト着用の推進

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、全席におけるシートベルトの着用の徹底を図ります。

（上越警察署、妙高警察署、上越市）

ウ チャイルドシート着用の広報啓発等

関係機関・団体と連携して、チャイルドシートの着用効果及び正しい使用方法について広報啓発を推進するとともに、幼稚園・保育所等と連携して保護者等に対する実践指導を行うなど、正しい使用の徹底を図ります。

特に年齢が高くなるにつれて着用率が下がるので、その取組みの強化を図ります。

（上越警察署、妙高警察署、上越市）

エ シートベルト・チャイルドシート着用・使用強調週間の普及

毎月4日から10日を「シートベルト・チャイルドシート着用・使用強調週間（シートの日）」（\*）とし、市民への普及啓発に努めます。

（上越警察署、妙高警察署、上越市）

(4) 事業所に対する広報啓発の推進

安全運転管理者選任事業所等に対して、運転従事者のシートベルト着用の徹底が図られるように広報啓発を推進します。

（上越警察署、妙高警察署、上越市）

## 2 交通指導取締りの強化

シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用に係る違反について、街頭における交通指導取締りを徹底します。

（上越警察署、妙高警察署）

## 第4章 飲酒運転の根絶

### 1 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

(1) 交通安全運動での取組みの推進

各季の交通安全運動において、飲酒運転の根絶について呼びかけるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催により、飲酒運転の危険性や飲酒事故の実態を周知し、飲酒運転の危険性について理解を深めるよう努めます。

（上越市、上越警察署、妙高警察署）

(2) 広報・普及活動の強化

飲酒運転の危険性について理解を深めるため、飲酒運転による交通事故の実態等の周知に努めます。飲酒運転防止の広報に当たっては、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用するほか、家庭、学校職場、地域等と一体となった広報キャンペーンの実施や関係機関・団体を通じて積極的に推進します。また、取組みを更に進めるため、地域、職場等への飲酒運転の危険性や実態の広報啓発やハンドルキーパー運動の普及啓発、自動車運転代行の活用等を広報します。

(上越市、上越警察署、妙高警察署)

(3) 常習飲酒運転者対策のための連携強化

飲酒運転の再発防止のため、飲酒運転前歴者の取消処分者講習及び飲酒学級の充実を図ります。

(上越警察署、妙高警察署)

## 2 交通指導取締りの強化

飲酒運転根絶のための積極的な取締りを推進するとともに、飲酒運転周辺者三罪(車両等提供罪・酒類提供罪・同乗罪)を中心とした背後責任の事件捜査強化を図ります。

(上越警察署、妙高警察署)

## 第5章 冬期間の交通事故防止

### 1 スリップ事故防止等のための啓発の推進

(1) スタッドレスタイヤの早期交換の推進

例年、12月はスタッドレスタイヤに交換していない車のスリップ事故が多発することから、運転者に対して早めにスタッドレスタイヤに交換するように広報啓発を推進します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(2) 雪の降り始めの時期の啓発活動の推進

雪の降り始めの時期は、久しぶりの雪道に対応できずに事故を起こす運転者が多いことから、雪道の運転方法等に関する広報啓発を推進します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(3) 事業所に対する広報啓発の推進

安全運転管理者選任事業所等に対して、冬期間の車両運用に当たっての車両整備(冬用タイヤへの交換、タイヤチェーン・スコップ等の搭載など)や運転従事者の冬道における安全運転についての意識付け(湿潤・凍結路面に対する警戒など)等の徹底を図られるように広報啓発を推進します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

## 2 道路環境の整備

### (1) 除雪、消融雪設備の充実等

冬期の円滑な道路環境を確保するため、適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、消融雪施設等の整備を図ります。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

### (2) 迅速、適切な除雪の実施

冬期に子どもが安全に通学できるようにするとともに、高齢者の交通事故増加への対策に寄与するために、通学路等の歩行者の安全を確保する必要がある区間について、冬期の歩道空間の確保を図ります。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

### (3) 冬期道路の情報提供

道路交通に影響を及ぼす降積雪等の自然現象に伴う路面状況や気象状況、雪崩等の災害、交通事故等に伴う道路障害、交通渋滞等の道路情報・交通情報の適時・適切な提供に努めます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

### (4) 雪崩危険箇所の解消

冬期道路交通の確保のため、雪崩危険箇所については、雪崩予防・防護施設等の整備を図ります。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

## 3 雪道の交通安全確保のための規制の実施

積雪及び凍結路面等による交通の危険を防止するため、警察署長権限または現場警察官による通行禁止等の臨時交通規制を実施します。

(上越警察署、妙高警察署)

## 基本施策

### 第1章 道路交通環境の整備

交通安全の推進には、一人一人の意識が重要であることは言うまでもないことですが、人と車が安全で円滑に通行できる道路や施設など道路交通環境の整備が不可欠です。

そのため、道路の整備、交通安全施設の整備、駐車対策、TDM(交通需要マネジメント)(\*)の推進など、道路交通環境の整備を推進します。

また、災害に強い道路交通環境を整備していくほか、バリアフリー化の推進など、全ての人に優しい道路ネットワークの構築を推進します。



## 1 道路等の整備

### (1) 歩行者、自転車の安全な通行の確保

#### ア 歩道等の整備

通学路等の歩行者の安全を確保する必要がある区間について、歩道等の整備を図ります。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

#### イ 歩行者及び自転車の安全な通行のための交通規制

(P13 重点施策第2章2(2)ア 上越警察署、妙高警察署)

### (2) 交差点の改良

交差点における交通の安全と円滑化を図るため、変形交差点の解消や、右左折車の走行速度の抑制と交差点通過時間の短縮に効果のある交差点のコンパクト化に努めます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

## 2 交通安全施設等の整備による交通安全の推進

### (1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

#### ア 障害者や高齢者などが安心して通行できるバリアフリー化された歩行空間の整備

交通バリアフリー法に基づく上越市交通バリアフリー基本構想で定めた特定旅客施設(高田駅)周辺の重点整備地域のほか、障害者・高齢者の利用が多い公共施設(官公庁、公共交通機関の施設、病院等)周辺道路や歩車ともに交通量の多い道路等においては、障害者や高齢者等すべての歩行者が安心して通行できるよう、歩行空間のバリアフリー化と交通安全施設等の整備に努めます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

#### イ 市街地の幹線道路の無電柱化の推進

歩行空間のバリアフリー化、景観形成、防災機能の向上を図るため、国道及び県道の無電柱化を進めます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局)

### (2) 標識等の整備

#### ア 見やすく分かりやすい道路標識の整備

交通規制の簡素・合理化を図りながら、見やすく分かりやすい道路標識・表示の整備を図ります。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署)

#### イ 分かりやすく使いやすい道路交通環境の整備

分かりやすく使いやすい道路交通環境を整備し、安全で円滑な交通の確保を図るため、道路・交通等に関する情報を迅速かつ的確に提供する道路情報提供装置や、利用者のニーズに即した分かりやすい案内標識の整備を推進します。

(北陸地方整備局、上越地域振興局)

ウ 夜間事故対策

夜間における交通事故が多発している地点においては、道路照明・視線誘導標等の設置に努め、交通事故防止を図ります。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

(3) 通学路、通園路の安全設備・施設の整備

ア 道路標識の明確化等

通学路等における園児、児童及び学生の交通の安全を図るため、必要な交通規制の実施や道路標識や道路標示の大型化・高輝度化等による明確化を図ります。

(上越警察署、妙高警察署)

イ 通学路における歩道整備

特に交通の安全を確保する必要がある道路のうち、通学路に指定されている道路について、重点的に歩道整備を進めます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

(4) 農道における交通安全施設等の整備

道路整備に伴い生活道路として利用され、又は幹線道路化している広域農道や農免農道について、交通安全施設等の整備に努めます。

(上越地域振興局、上越市)

(5) その他の交通安全施設等の整備

転落危険箇所等における転落防止のため、防護柵の設置強化や見通し不良箇所への道路反射鏡の設置等、交通安全施設の整備促進を図ります。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

### 3 道路使用・占用の適正化

(1) 道路使用、占用の適正化の推進

道路における工事等による道路使用及び道路占有については、交通の安全と円滑を確保するため、道路管理者と交通管理者が連携を図りながら工事業者等に対する交通の安全と円滑の確保や、許可条件の履行及び占有物件の維持管理の適正化等についての指導を徹底し、適正な運用を図ります。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

(2) 不法占有物件の排除

交通安全施設の設置、安全な歩道の確保等の目的で整備した施設本来の機能を十分発揮させるため、設置目的、維持の必要性について市民への意識啓発を徹底します。

また、ハード整備とあわせ、視覚障害者や高齢者にとって真に安全な歩行、自由な移動等を実現するため、市民に対する意識啓発を行うとともに、歩道の誘導ブロック上等の移動空間に存在する不法占有物件等については強力な指導取り締まりにより、

その排除を円滑、確実にいきます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

#### 4 総合的な駐車対策の推進

##### (1) 既存駐車場の利用促進

違法駐車に伴う交通事故や交通渋滞を防止するため、「たかだPナビ」等(＊)の広報を推進し、既存駐車場の利用促進を図ります。

(上越市)

##### (2) 違法駐車対策の推進

取締り重点路線の徹底取締りのほか、違法な駐停車が交通渋滞等、交通に著しい危険と迷惑を及ぼしている路線・交差点においては、悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを行うとともに、重点的かつ効果的に違法駐車対策を推進します。

(上越警察署、妙高警察署)

#### 5 自転車利用環境の総合的整備

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にした上で、乗用車から自転車への転換を促進します。このためには、歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、増加している歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適に自転車が利用できる環境を整えます。

(上越市)

- ・ 歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保する必要がある区間について、自転車道歩行者道の整備を推進します。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越市)

- ・ 歩行者及び自転車の安全な通行のための交通規制

(P13 重点施策第2章2(2)ア 上越警察署、妙高警察署)

- ・ 歩道空間を確保するための駐輪場の管理

(P14 重点施策第2章2(2)イ 上越市)

#### 6 TDM(交通需要マネジメント)の推進

##### (1) 公共交通機関への転換

鉄道を地域公共交通の骨格に位置付け、地域間輸送を担う路線バスや地域内輸送を担う支線バス等を利用需要を踏まえて適切に組み合わせることにより、使い勝手のよい階層的な交通ネットワークを構築します。併せて、地域の事情や利用実態に合わせて、循環系バスや乗合タクシーの導入など、マイカー利用から公共交通利用への転換

を促す取組を進めます。特に、路線バス等の主たる利用者である高齢者に対しては、通院や買い物などに使いやすいダイヤ設定とするなど、公共交通利用への転換を促し、高齢ドライバーの交通事故防止等に努めます。

(上越市)

(2) 公共交通機関の利用促進

ア 公共交通機関の利便性向上に資する道路、駅前広場整備

駅やバス停の整備及びバス路線のバス停車帯の設置を進め、公共交通機関の利便性の向上を図ります。

また、バス停の設置に合わせ、バス事業者と住民が協働で待合環境の改善を図るよう要請するほか、駅自由通路等を整備することにより、鉄道への乗り換えについて利便性を向上させるなどして、公共交通機関の利用を促進します。

(上越市)

イ 運行頻度、運行時間の見直し、乗り継ぎの改善

鉄道やバスの運行頻度・運行時間の見直し等により、乗り継ぎの改善など利用者の利便性向上を図られるよう事業者に要請します。

(上越市)

(3) 交通需要マネジメントの広報啓発

パークアンドライド(\*)・ノーマイカーデーなど、自動車の過度な集中による弊害を緩和するTDM(交通需要マネジメント)施策に関する普及啓発活動や公共交通機関情報の提供などに取組みます。

(上越市)

## 7 その他の道路交通環境の整備

(1) 道路利用者の視点を活かした道路交通環境の整備

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を活かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の意見を道路交通環境の整備に反映させていきます。

また、交通安全施設の整備や交通規制の実施については、町内会等の各種会合を活用した計画の説明を行い、地域住民の意見・要望を反映させ、かつ納得の得られる整備を推進します。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

(2) 円滑な道路交通環境の整備

主要な道路において、携帯電話の使用等による一時的な駐停車が、円滑な交通を阻害する区間では、必要に応じて駐車スペースを確保するなど、円滑な道路交通環境の整備に努めます。

(北陸地方整備局)

## 8 事故防止対策の推進

### (1) 交通事故多発箇所対策の推進

#### ア 交通事故多発箇所等における重点対策の実施

死傷事故が多発している区間について、集中的な事故防止対策を実施するため「成果を上げるマネジメント」を導入し、選択と集中、市民参加・市民との協働により重点的・集中的に交通事故の撲滅を図る「事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)」を実施します。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

#### イ セーフティー・ロード対策協議会の活用

警察の事故防止対策上の意見・要望等を、道路管理者が行う交通安全施設等の整備に反映させるために警察署に設置されている「セーフティー・ロード対策協議会」(\*)を積極的に活用することにより、安全で快適な交通環境の整備を求める市民のニーズに応えます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

### (2) 調査・分析に基づく事故対策の推進

社会的反響等の大きい重大事故、短期間に連続的に同一地域内で発生した重大事故、その他調査・分析を必要と認める事故が発生した場合には、関係機関と協同して事故原因の調査・分析及び道路診断等を実施するとともに、その分析結果等に基づき、現場付近の交通規制の見直しや安全施設の整備等、発生要因に即した対策を講じ再発防止に努めます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

## 9 災害に備えた道路交通環境の整備

### (1) 災害時の道路交通確保

災害時には、被災時の円滑な救急・救援活動や緊急物資の輸送、復旧活動の支援等において重要な役割を果たす緊急輸送道路(\*)の確保が不可欠であり、この道路が寸断されるなどの事態を未然に防止するため、橋梁の耐震補強や法面崩落等の災害発生危険箇所の解消に努めます。

(北陸地方整備局、上越地域振興局)

### (2) 災害時の交通の安全確保と的確な交通規制等の実施

災害発生時においては、緊急輸送道路等の確保、被災地への車両の流入抑制、その他交通の混乱防止と安全確保のため、通行禁止等の交通規制及び広報を迅速、的確に実施します。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

### (3) 災害時の適切な情報収集・提供のための体制整備

#### ア 災害発生時の的確な情報収集、提供のための体制整備

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供に資するため、体制を整備するとともにインターネット等情報通信技術（ＩＴ）を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。

（北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市）

#### イ 道路管理者間の連絡体制の整備

災害時においては、例えば、通行規制を行う事前の情報共有など、道路ネットワーク全体の被災や道路状況に関する適切な情報収集・提供を行うため、国、県、市等それぞれの道路管理者等は相互の情報連絡体制を確立します。

（北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市）

## 第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

交通安全の推進には、一人一人が交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践し、人優先の交通安全思想の下、思いやりの心を育むとともに、他人の痛みを思いやり交通事故を起こさない意識を育てることが重要です。

そのため、各世代において、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進し、交通安全に関する普及啓発活動を推進していく必要があります。

市では、交通安全教育の推進を図るとともに、家庭や学校、職場などの地域ぐるみの交通安全意識の高揚を図り、効果的な啓発活動の充実、強化に努めます。

### 1 交通安全に関する普及啓発活動の推進

#### (1) 類似事故防止のための事故情報共有の促進

交通事故の分析を行い、得られた情報を社会全体で共有し、類似事故の発生を防止するための安全知識を家庭、学校、職域等にテレビ、ラジオ、新聞、インターネット、広報誌等を通じて情報提供します。

（上越警察署、妙高警察署、上越市）

#### (2) 効果的な広報の実施

交通安全に関する広報については、各種広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効の挙がる広報を行います。

（上越警察署、妙高警察署、上越市）

#### ア 家庭に浸透するきめ細かな広報の実施

交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、市町村、町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

イ 関係機関・団体等への積極的な情報提供

関係機関・団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、交通安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、報道機関の理解と協力を求め、全市民的気運の醸成を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

ウ 広範・集中的なキャンペーンの実施

家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行います。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(3) 交通安全運動の推進

ア 交通安全スローガンの普及促進

平成6年7月6日に制定された交通安全スローガン「未来へとどけ！ 願いのかけはし 交通安全」を同年スローガンとして市民への普及促進を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

イ 関係機関・団体等と連携した運動の推進

上越市交通安全対策会議を始めとした関係機関・団体と連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

ウ 各季における交通安全(交通事故防止)運動の取組

春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通事故防止運動において、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、市民各層への積極的な参加を呼びかけます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(4) 自転車の安全利用の推進

自転車利用者の交通ルール遵守及びマナーの向上のため、5月の「自転車月間」(自転車月間推進協議会主催、警察庁後援)等をとらえ、一時停止・安全確認等の励行、雁木内通行の禁止や歩道通行時におけるルール・マナー、夜間における灯火の点灯・反射材の取付け、さらには幼児用ヘルメットの着用促進等自転車の安全利用に関する広報啓発を強化します。

また、自転車の整備不良に伴う交通事故の防止や自転車が加害者になる交通事故の被害者対策として、自転車利用者に点検整備を受ける気運を醸成するとともに、点検整備を受けて付帯保険のあるTSマーク(\*)を貼付した自転車に乗車するように指導、広報を推進し、自転車の安全利用に努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

- (5) すべての座席におけるシートベルト着用の推進  
シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、全座席におけるシートベルトの着用の徹底を図ります。  
(上越警察署、妙高警察署、上越市)
- (6) チャイルドシートの正しい着用の推進  
関係機関・団体と連携して、チャイルドシートの着用効果及び正しい使用方法について広報啓発を推進するとともに、幼稚園・保育所等と連携して保護者等に対する実践指導を行うなど、正しい使用の徹底を図ります。  
特に年齢が高くなるにつれて着用率が下がるので、その取組みの強化を図ります。  
(上越警察署、妙高警察署、上越市)
- (7) 反射材の普及促進  
夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進します。  
また、夜間の交通事故を防止するためには、全年齢層にわたる歩行者や自転車利用者が反射材を活用して自らの視認性を高めることが必要ですが、特に高齢者が夕暮れから夜間にかけて道路を横断中に交通事故に遭うケースが多いことから、交通安全協会等関係機関・団体と連携し反射材用品の普及促進に取り組むほか、反射材の視認性効果を実験するナイトスクールの開催など、参加・体験・実践型教育により、反射材の自発的な活用の促進に取り組みます。  
(上越警察署、妙高警察署、上越市)
- (8) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立  
(P16 重点施策第4章1 上越警察署、妙高警察署、上越市)
- (9) 安全意識・保護意識の啓発強化  
(P12 重点施策第1章3(3) 上越警察署、妙高警察署、上越市)

## 2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- (1) 幼児に対する交通安全教育  
幼児では、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度及び日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な動作と知識を習得させるよう、紙芝居等の視聴覚教材や交通公園等の施設を利用して指導します。  
また、幼稚園教諭、保育士等の幼児教育・保育の指導者を対象に研修会を実施し、指導力の向上を図ります。  
(上越警察署、妙高警察署、上越市)



(2) 小学生に対する交通安全教育

小学校では、歩行者及び自転車利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識・能力を育成します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(3) 中学生に対する交通安全教育

中学校では、歩行者としての安全な行動、自転車の正しい利用、交通事情や交通法規等に関する基本的事項の理解を深め、安全に行動できる態度や能力とともに、自己の安全ばかりでなく他の人々の安全にも配慮できる思いやりのこころを育成します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(4) 高校生に対する交通安全教育

高等学校では、二輪車の運転者及び自転車の利用者として、安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員としての責任をもって行動することができるような健全な社会人としての意識・態度を育成します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(5) 成人に対する交通安全教育

歩行者及び自転車利用者に対しては、交通ルールの遵守、交通マナーの向上など、交通社会の一員としての責任をもって行動するよう啓発・指導します。

また、二輪車・自動車の運転者に対しては、社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び知識、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上等について啓発・指導します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(6) 高齢者に対する交通安全教育

ア 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の変化が道路における行動(道路横断、危険回避のための安全確認等)に及ぼす影響等について理解を深めるため、交通安全教育資機材等を活用した参加・体験・実践型交通安全教育の推進を図ります。

また、交通ルール等に関する理解が十分でない高齢者に対して、歩行者の心得、自転車利用者の心得等について理解を深めさせるとともに、歩行が困難な高齢者の社会参加手段として、市内では今後、電動車いすの普及と、それに伴う交通事故発生が懸念されることから、電動車いすの安全利用、マナー向上についての交通安全教育を推進します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

イ 出張型安全教育の推進

老人クラブや町内会等で行う交通安全教室に参加していないなど、交通安全につい

て教育を受ける機会の少ない高齢者が、交通事故の被害者となるケースが多いことから、このような高齢者について、高齢者世帯訪問やゲートボール会場等の高齢者の集う場所へ出向いた、出張型の交通安全教室等を積極的に推進し、高齢者への広報啓発の機会を増やします。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(7) 身体障害者に対する交通安全教育

交通安全のために必要な技能と知識の習得のため、障害の程度に応じた交通安全教育を行います。

また、特別支援学校等では、児童・生徒の特性及び発達段階に応じて安全に関する基本的な事項について指導し、安全に行動できる能力を育成します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(8) 外国人に対する交通安全教育

外国人に対しては、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進するなどして、我が国の交通ルールに関する知識の普及に努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

### 3 効果的な交通安全教育の推進

(1) 交通安全教育指導者等に対する研修会等の実施

交通指導員等を対象に研修を行い、地域における交通安全教育の充実を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(2) 教材資料の充実と有効活用

交通安全教育の推進に当たっては、各対象に応じた効果的な交通安全教育が行われるよう、教材資料の充実と有効活用を図るとともに、各機関・団体は、交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等について、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進します。

また、交通安全教育を行う機関・団体に対し、交通安全教育に関する情報等を積極的に提供します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

### 4 地域社会における交通安全意識の高揚

(1) 地域、学校、家庭等における交通安全教育活動の推進

ア 地域における交通安全教育の推進

町内会、子供会、交通安全指導員及び関係機関・団体等との連携による出張型交通安全教育を推進し、地域ぐるみの交通安全教育活動の推進を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

イ 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の促進

交通安全を目的とする民間団体等については、諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供を行うなど、その主体的な活動の促進を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

ウ 学校等における交通安全活動の推進

幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校において、積極的に交通安全教育を推進するとともに、地域、関係機関・団体と連携し、その保護者への波及効果も含めた効果的な交通安全活動を推進します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(2) 地域ぐるみの交通安全運動の推進

ア 市民参加型の交通安全運動の充実・発展

各季の交通安全運動等の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画について広く市民に周知し、市民参加型の交通安全運動等の推進を図るとともに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、効果的な運動を推進します。

また、交通安全意識の高揚と交通安全の習慣づけを図るため、ドライバーを対象とした100日間無事故・無違反を競い合う県民運動への参加の働き掛けを推進します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

イ 交通安全家庭の日

「交通安全は家庭から」をテーマに昭和57年に新潟県が制定した毎月10日の「交通安全家庭の日」を市民に普及推進し、家庭における交通安全意識の高揚を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

ウ シートベルト・チャイルドシート着用・使用強調週間の普及

毎月4日から10日を「シートベルト・チャイルドシート着用・使用強調週間(シートの日)」とし、市民への普及啓発に努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

## 第3章 安全運転の確保

運転者の能力や資質の向上は、交通事故防止に重要であることから、これから免許を取得する者を含めた運転者に対する運転者教育等の充実を図ります。

また、企業・事業所等が交通安全に果たすべき責任を重視し、企業・事業所から自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実を図るための取組みを推進します。

### 1 運転者教育等の充実

(1) 安全思想の普及徹底

地域、学校、職場等の交通安全教育の場や各種広報媒体を通じて、交通ルール遵守、

交通マナーの向上、交通弱者保護、全座席シートベルト着用等の意識啓発を図り、誰もが被害者、加害者にならないための安全思想の普及徹底に努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

(2) 自動車安全運転センターの活用促進

安全運転管理者選任事業所等に対し、自動車安全センターが行う運転経歴証明書、交通事故証明書の発行業務の内容等について周知を図るとともに、安全運転中央研修所において行われる安全運転指導者、職業運転者、青少年運転者等に対する各研修課程の紹介や入所案内を積極的に行い、活用促進を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

## 2 事業者に対する安全運転管理の指導

(1) 安全運転管理の充実

安全運転管理者未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図るよう指導します。

(上越警察署、妙高警察署)

(2) 自動車運送事業者等の行う運行管理の充実

事業所内の運行管理体制の充実と運行管理者による運行管理の徹底を推進し、過労運転・過積載の防止及び高速道路等における事故時の被害を軽減するためのシートベルト着用の徹底を図るよう指導します。

(上越警察署、妙高警察署)

## 3 道路交通に関する情報の収集と提供

道路利用者に対し交通渋滞等の必要な交通情報や災害発生に伴う道路障害等の道路情報の適時、適切な提供をすることにより安全かつ円滑な道路交通の確保を図ります。

(北陸地方整備局、上越地域振興局、上越警察署、妙高警察署、上越市)

## 第4章 道路交通秩序の維持

交通事故実態を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

特に飲酒運転や高速暴走等の反社会性の高い違反や駐車違反等の迷惑性の高い違反について防止対策を推進します。

また、交通の安全と円滑を確保するために、交通事故実態に即した交通規制を推進していきます。

### 1 交通指導取締りの強化

交通事故の発生状況や道路交通環境等を分析し、飲酒運転、高速暴走運転及び交差

点関連違反等の悪質・危険性の高い違反や携帯電話使用装置等の使用禁止違反といった交通事故の危険性のある違反及び放置駐車違反等の迷惑性の高い違反を重点に交通指導取締りを効果的に推進します。

また、自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対し積極的に指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進します。

(上越警察署、妙高警察署)

## 2 飲酒運転防止対策の強化

交通事故に直結するおそれのある飲酒運転については、自転車を含めた交通指導取締りの強化を図るとともに、飲酒運転を防止するには、運転者のみならず、酒類を提供する側の意識啓発も必要であることから、「飲んだら乗らない 乗るなら飲まない 乗る人には飲ませない」を合言葉に、飲食店などの酒類提供業者とも連携した積極的な広報啓発活動を行い、飲酒運転の根絶に向けた気運の醸成・高揚を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

## 3 駐車秩序の確立

駐車秩序を確立し、適正な道路交通環境を保持するため、新たな違法駐車対策法制に基づく、重点取締り路線の放置駐車や悪質で危険性、迷惑性の高い駐車違反の取締りを強化するとともに、必要に応じて駐車実態や地域住民の意見・要望を踏まえた駐車規制の見直しを実施します。

また、積極的な広報啓発活動を行い、違法駐車を許さない気運の醸成を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

## 4 適正な交通規制の実施

道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、交通公害その他の交通に起因する障害を防止するために行う交通規制は、地域の交通実態に即して実施するとともに、必要に応じて交通規制の見直しを行うなど、適正な交通規制に努めます。

(上越警察署、妙高警察署)

# 第5章 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、その被害を最小限に抑えるため、救助・救急体制の整備と救急医療体制の整備を図ります。

## 1 救助・救急環境の整備拡充

- (1) 大規模事故発生時の集団救助救急体制の整備

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、救急医療機関、消防機関等の連絡体制の整備及び救護訓練の実施等により、地域における広域的な集団救助・救急体制の整備を推進します。

(上越市、消防事務組合、上越警察署、妙高警察署)

(2) 応急手当の知識普及・啓発活動

ア 学校教育における応急手当の指導

小学校(高学年)及び中学校の授業において、実習を重視した応急手当の指導を充実させるよう指導します。

(上越市)

イ 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

現場におけるバイスタンダー(現場に居合わせた人)(\*)による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器(AED)(\*)の使用も含めた応急手当について、講習会の開催や「救急の日」等の機会を通じて、普及啓発活動を推進します。

また、AEDについては、公共施設等への設置促進に努め、市民の救命率の向上を図ります。

(消防事務組合、上越市)

(3) プレホスピタルケアの充実

プレホスピタルケア(救急現場及び搬送途上における応急処置)(\*)の充実のため、消防機関において救急救命士を計画的に配置できるように養成を促進するとともに、救急救命士の処置範囲の拡大により可能となった気管挿管、薬剤投与を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進します。

また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制(\*)の充実を図ります。

(消防事務組合)

(4) 資機材の整備・高度化

ア 救急搬送における消防防災ヘリコプターの活用

ヘリコプターが、交通事故による重症患者を救急救命センター等専門的医療機関への救急搬送に有効と認められる場合などには、医療機関と連携しながら、消防防災ヘリコプターによる救急搬送を一層活用していきます。

(消防事務組合、上越市)

イ 救助・救急施設の整備の推進

救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進します。

また、救助、救急活動の円滑な実施のため、自動出動指令装置、救急医療情報収集

装置、発信地表示システム及び地図等検索装置を一体化した消防緊急通信指令施設を一層活用していきます。

(消防事務組合)

## 2 救急医療の整備

### (1) 救急医療機関等の整備

救急医療体制の基盤となる初期救急医療体制を整備・拡充するため、休日や夜間の急患センターの設置を促進します。

また、初期救急医療体制では応じきれない重症救急患者の診療を拡充するため、救急病院、救急診療所の確保に努めるとともに、病院群輪番制により整備している第二次救急医療体制の充実を図ります。さらに、重篤な救急患者を受け入れる第三次救急医療体制として、複数科にまたがる診察機能を有する24時間体制の既設の救命救急センターについて、施設の整備・拡充を進めます。

(上越市)

### (2) 救急医療関係機関の協力関係の確保

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を行うため、救急医療機関と上越地域消防事務組合における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の強化を図ります。

また、医師の指示、指導・助言を直接救急現場で受けられるよう、救急自動車に設置した自動車電話又は携帯電話により医師と直接交信するシステムや患者の容態に関するデータを医療機関へ送信する装置等を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進します。

(消防事務組合)

## 第6章 交通事故被害者対策の推進

交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故の知識や情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談窓口について、広報を充実させ、被害者が必要とする情報と支援が得られるよう推進します。

### 1 自動車損害賠償保障制度の周知と無保険（無共済）車両の運行の防止

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度と自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることについて、広報活動等を通じて市民に周知するとともに、指導取締りの強化等を行い、無保険（無共済）車両の運行の防止の徹底を図ります。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

## 2 交通事故相談業務の推進

交通事故に関連する様々な相談に応じるため、市民相談室の弁護士相談の活用や新潟県交通事故相談所、日弁連交通事故相談センター、警察署交通事故相談窓口等と連携を図ります。

また、交通事故相談所等についての広報を行い、交通事故相談業務の周知を図り、交通事故相談者に対して相談の機会を提供します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

## 3 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

交通遺児等に対する県の高等学校交通遺児授業料減免事業、新潟県交通遺児基金による奨学金、激励事業、自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付、交通遺児育成基金が行う基金事業など、各種の被害者救済対策等について広く市民に周知し、被害者が個々のニーズに合わせた情報と支援が受けられるように努めます。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

# 第7章 踏切道の安全についての施策の推進

踏切事故は一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであること、立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備、踏切保安設備の整備、交通規制、統廃合等の対策を実施すべき踏切道がなお残されている現状にあること、これらの対策が、同時に渋滞の軽減による交通の円滑化や環境保全にも寄与することを考慮し、開かずの踏切への対策等、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進します。

## 1 踏切道の構造改良の促進

道路、軌道の交差点における交通事故と交通渋滞の対策として、前後の道路とともに構造改良を推進し、歩道を確保することで歩車の分離を図ります。

(上越地域振興局、上越市)

## 2 踏切保安設備等の整備

踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、踏切遮断機の整備促進や、遮断時間が長く交通の支障となっている踏切道については、交通の円滑化と無理な踏切道通過に伴う踏切事故の防止を図るため、踏切遮断時間を極力短くするよう、踏切保安設備等の整備について鉄道事業者に要請します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)



### **3 その他踏切道の安全と円滑化を図るための措置**

踏切事故は、直前横断、脱輪等に起因するものが多いことを鑑みて、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るための鉄道事業者と協力し広報活動等を強化します。

(上越警察署、妙高警察署、上越市)

### **4 踏切道の除雪の徹底**

冬期間の踏切道の交通安全対策を図るため、踏切道前後の除雪体制の強化に努めます。

(上越地域振興局、上越市)

## 参 考 資 料

### 1 用語集

用 語	説 明	該当頁
チャイルドシート	子供用の座席。自動車で、衝突時などに乗っている幼児の安全を守るために考案されたベルト付きの座席。1999年（平成11年）の道路交通法改正で、2000年4月から6歳未満の幼児にチャイルドシートの着用が義務づけられた。	
シートベルトコンベンサー	人を乗せたシートが低速で動き模擬的に衝突し、シートベルト等の動作具合を模擬体験できる装置（シートベルト・衝撃体験車）。	
特定旅客施設	以下のいずれかの要件に該当する旅客施設。 1日の利用客数が5千人以上の施設 当該市町村の高齢化等の地域状況からみて、高齢者、身体障害者等の利用者数 の旅客施設と同等以上の施設 徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要が特に高いと認められる施設	
いきいきクラブチャレンジ100	高齢者が関わる交通事故を防止するため、秋から年末まで100日間、65歳以上の運転免許を持たない方を中心にチームを組み、交通事故に遭わない・事故を起こさないを实践する県民参加型の交通安全運動。 主催は、いきいきクラブ・チャレンジ100実行委員会（新潟県、（財）新潟県交通安全協会）。	

用語	説明	該当頁
高齢運転者標識(高齢マーク)	<p>道路交通法に基づく標識の一つ。</p> <p>高齢者マークは、高齢者ドライバーの保護を目的として導入され、70歳以上の運転者が高齢者マークを表示して普通自動車を運転している場合には、他の運転者は、危険防止のためやむを得ない場合を除いて、その普通自動車に対して幅寄せや割り込みすることが禁止されている。</p> <p>なお、表示は努力義務であり、表示しないことによる罰則等はない。</p>	
ジュニアシート	<p>チャイルドシートの一つ。自動車において、4歳から10歳程度の子供を交通事故の衝撃から守るために、座席に設置する台座。子供の座高を調節することで、シートベルトの効果を高める。</p>	
シートベルト・チャイルドシート着用・使用強調週間	<p>毎月4日から10日。新潟県が指定したシートベルト・チャイルドシート着用強調週間。</p>	
TDM(交通需要マネジメント) Transportation Demand Management	<p>時間、経路、交通手段の選択や自動車の利用方法などの交通行動を変更することにより、都市または地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法の体系で市民参加型の渋滞解消手段。円滑な交通の実現により、地域の活性化、環境の改善なども図れる。</p>	
交通バリアフリー法	<p>高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律。</p> <p>平成12年5月17日公布、11月15日施行</p>	

用 語	説 明	
あんしん歩行エリア	<p>警察庁と国土交通省が、歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため緊急に対策が必要な住居系地区又は商業系地区として、平成 15 年に指定した地区をいう。</p> <p>全国で 796 箇所が指定され、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して面的かつ総合的な死傷事故抑止対策を講じることにより、死傷事故を約 2 割抑止するとともに、そのうち歩行者又は自転車利用者に係る死傷事故を約 3 割抑止することを目指している。</p>	
たかだPナビ 上越市高田本町駐車場情報	<p>上越TMO（上越商工会議所）と上越市が提供する高田本町の駐車場情報サイトのこと。</p> <p>駐車場の利便性を向上させるため、携帯電話やインターネットを通じて、駐車場の空満情報、駐車場の位置、料金などの情報を提供している。</p>	
デマンドバス	<p>利用者の要望に応じて停留所に呼び寄せたり停留所以外でも乗り降りができる仕組みのバス。</p>	
コミュニティバス	<p>市・区・町・村などの自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バスである。市街地などの交通空白地帯において公共交通サービスを提供するもののほか、市街地内の主要施設や観光拠点等を循環する路線などのさまざまなタイプがあり、従来の乗合バスを補う公共交通サービスとして全国的に急速に導入され、そのサービスは、その後一部のバス事業にも採用されている。</p>	

用 語	説 明	該当頁
パークアンドライド	出発地からは自動車を利用し，途中で電車やバスなどに乗り換えて目的地まで移動する方式。地方都市などの都心部渋滞対策として導入されている。	
セーフティ・ロード対策協議会	管内の交通事故実態等を把握している警察の意見・要望を道路管理者が行う交通安全施設整備に反映させることにより、安全で快適な交通環境を整備し、交通事故を抑止するため設置された協議会。	
緊急輸送道路	新潟県地域防災計画に定められた道路（北陸自動車道、国道 8 号、国道 18 号、国道 253 号、国道 405 号）。	
T S マーク Traffic Safety	日本の消費者マークの一つ。自転車，高速道路の停止表示器，ヘルメットなどが安全基準に達していることを示すマーク。 このマークが貼られている自転車を運転中に事故を起こした場合は、死亡若しくは重度後遺障害（1～4 級）で最高 100 万円、入院(15 日以上)で最高 10 万円の傷害保険金や死亡若しくは重度後遺障害（1～7 級）で最高 2,000 万円の賠償責任保険金が支払われる。…H19.2 現在	
バイスタンダー by Stander	救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）のことで、救急車到着までの時間に救命のための心肺蘇生法等の応急手当を適切に行うことで、救命率を格段に伸ばせる人員のことである。	

用 語	説 明	該当頁
<p>A E D  <u>A</u>utomated  <u>E</u>xternal  <u>D</u>efibrillator</p>	<p>突然，心停止状態に陥ったときに装着して用いる救命装置。心電図を自動計測して，必要な場合は電気ショックを与える。多くの装置は音声指示に従って簡単に操作できる。2004 年（平成 16）7 月，厚生労働省は一般人による使用を解禁。公共施設などへの設置が進んでいる。自動体外式除細動器。</p> <p>〔心停止からの救命率は 1 分ごとに 10 % ずつ失われるといわれる。〕</p>	
<p>プレホスピタルケア  <u>P</u>re <u>H</u>ospital care</p>	<p>病院前救護。応急手当て。救急車内での，病院に到着するまでに行う応急処置。</p>	
<p>メディカルコントロール体制</p>	<p>救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大等救急業務の高度化を図るためには、今後ともメディカルコントロール体制を充実していく必要がある。</p> <p>このメディカルコントロール体制とは、消防機関と医療機関との連携によって、〔1〕救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示、指導、助言が要請できる、〔2〕実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証を行い、その結果を再教育に活用する、〔3〕救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行う、という体制をいうものである。</p> <p>消防機関と医療機関との協議の場である各都道府県単位及び各地域単位のメディカルコントロール協議会については、全て設置が完了しており、事後検証等により、救急業務の質的向上に積極的に取り組んでいるところである。</p>	

## 2 交通安全対策基本法（抜粋）

昭和 45 年 6 月 1 日

法律 第 110 号

〔改定〕昭和 46 年 6 月 2 日 法律 第 98 号

同 50 年 7 月 10 日 同 第 58 号

同 58 年 12 月 2 日 同 第 80 号

平成 11 年 7 月 16 日 同 第 102 号

同 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

### （市町村交通安全対策会議）

第18条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例(前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約)で定める。

### （市町村交通安全計画等）

第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成しなければならない。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見をきかなければならない。

3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、必要があると認めるときは、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画(以下「市町村交通安全実施計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第1項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない

い。

- 6 市町村長は、第4項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第2項及び第5項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。



### 3 上越市交通安全条例

平成10年10月2日

条例第42号

#### (目的)

第1条 この条例は、交通の安全に関し市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、交通の安全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生命、身体及び財産の保護並びに環境に配慮した快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

#### (市の責務)

第2条 市は、市民の安全で快適な生活を実現するため、交通の安全に関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

#### (市民の責務)

第3条 市民は、交通社会の一員としての責任を認識し、その日常生活において交通の安全の確保に自ら努めるとともに、市及び関係機関が実施する交通の安全に関する施策に協力するものとする。

#### (事業者の責務)

第4条 事業者は、交通社会の一員としての社会的責任を認識し、その事業活動において交通の安全の確保に自ら努めるとともに、従業員に対する交通安全教育の推進等に努めるものとする。

2 事業者は、市及び関係機関が実施する交通の安全に関する施策に協力するものとする。

#### (交通安全教育の推進等)

第5条 市は、市民及び事業者の交通安全意識の向上を図るとともに、市民及び事業者の自主的な交通の安全に関する活動の意欲が高まるようにするため、交通安全教育及び啓発活動の推進に努めなければならない。

2 市は、市民及び事業者に対し、交通の安全に関する必要な情報を適切に提供しなければならない。

#### (良好な道路交通環境の確保等)

第6条 市は、交通の安全を図るため、市の管理する道路の改良及び新設並びに交通安全施設の整備を促進し、良好な道路交通環境の確保に努めなければならない。

- 2 市は、市の管理する道路以外の道路について特に交通安全対策が必要と認めるときは、当該道路の管理者等に必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(公共交通機関の利用の促進等)

第7条 市は、市民及び事業者の公共交通機関の利用の促進等に必要な措置を講ずることにより、自動車の交通量を削減し交通の安全を図るとともに、排出ガスの量を削減し環境の保全を図るものとする。

- 2 市民及び事業者は、それぞれその日常生活及び事業活動において、自ら公共交通機関等を利用するように努めるものとする。

(高齢者等に対する配慮)

第8条 市は、交通の安全に関する施策の推進に当たっては、高齢者、児童及び心身障害者(以下「高齢者等」という。)に対する交通安全教育の推進及び高齢者等に優しい道路交通環境の確保に特に配慮しなければならない。

- 2 市民及び事業者は、それぞれその日常生活及び事業活動において、高齢者等の交通の安全に配慮するように努めるものとする。

(交通事故防止重点地域の指定)

第9条 市長は、死亡事故又は重大事故が発生したときは、当該事故が発生した地域を期間を定めて交通事故防止重点地域(以下「重点地域」という。)に指定することができる。

- 2 市長は、重点地域を指定したときは、その旨を公表するとともに、当該重点地域に居住する市民、事業者及び関係機関と協力して総合的な交通事故の防止対策を講じなければならない。

(施策の推進体制の充実等)

第10条 市は、交通の安全に関する施策を円滑に実施するため、その推進体制の充実を図るとともに、関係機関並びに市民及び事業者による団体と緊密な連携を図るものとする。

(広域的な施策の推進)

第11条 市は、交通の安全を図るため必要があると認めるときは、他の地方公共団体等と連携し、広域的に施策を推進するものとする。

(交通安全対策会議)

第12条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、上越市交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)を置く。

- 2 対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 上越市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- 3 対策会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 4 会長は、市長をもって充てる。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 国の地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者 1人
  - (2) 新潟県の知事部局の職員のうちから市長が委嘱する者 1人
  - (3) 新潟上越警察署、妙高警察署の警察官のうちから市長が委嘱する者 3人
  - (4) 上越地域消防事務組合の職員のうちから市長が委嘱する者 1人
  - (5) 市民のうちから市長が委嘱する者 2人
  - (6) 事業者のうちから市長が委嘱する者 1人
  - (7) 上越市立小学校及び中学校に勤務する教員のうちから市長が委嘱する者 1人
  - (8) 市の職員のうちから市長が任命する者 3人
- 6 会長は、会務を総理する。
- 7 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 8 対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 9 特別委員は、陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、市長が委嘱する。
- 10 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、対策会議に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(上越市交通安全対策会議条例の廃止)

- 2 上越市交通安全対策会議条例(昭和54年上越市条例第17号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日において前項の規定による廃止前の上越市交通安全対策会議条例第3条第5項の規定により委嘱又は指名された委員である者は、第12条第5項の規定により委嘱又は指名された委員とみなす。

附 則(平成17年条例第128号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第12条第9項の改正規定 公布の日
- (2) 第12条第5項の改正規定 平成18年1月1日

#### 4 上越市交通安全対策会議委員一覧

区分	所属機関	委員氏名	備考
会長	上越市	村山秀幸	市長
第1号	国の地方行政機関	西山和則	北陸地方整備局高田河川 国道事務所交通対策課長
第2号	新潟県の知事部局	本田誠一	上越地域振興局 維持管理課長
第3号	新潟県警察	小熊和宏	上越警察署交通課長
	〃	江部ともよ	上越警察署交通課
	〃	渡部春喜	妙高警察署交通課長
第4号	上越地域消防事務組合	横田里美	消防本部予防課
第5号	市民	増田連治	(財)上越交通安全協会 常務理事
	市民	稲田アキノ	(財)上越交通安全協会理事
第6号	事業者	福島輝男	上越地区 安全運転管理者協会
第7号	上越市立小・中学校の教員	長谷川敬子	上越市立里公小学校長
第8号	市職員	小菅一彦	高齢者支援課長
	〃	市川公男	道路課長
	〃	佐藤昭子	上越市立 はまっこ保育園長